

令和4年6月五島市議会定例会議案参考資料（条例案新旧対照表）

議案番号	条例案題名	ページ
議案第47号	五島市印鑑条例の一部を改正する条例	1
議案第48号	五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例	3

五島市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

五島市印鑑条例 (平成16年五島市条例第21号)

改 正 後	改 正 前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して、当該申請をすることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証又は個人番号カードを印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第14条 <u>前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カードを使用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することはできない。</p> <p>(1) <u>登録証又は個人番号カードの提示をしないとき。</u></p> <p>(2) <u>提示された登録証又は個人番号カードが著しく汚染又は損傷のため識別が困難であるとき。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、登録証及び_____印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することはできない。</p> <p>(1) 登録証_____の提示をしないとき。</p> <p>(2) 提示された登録証_____が著しく汚染又は損傷のため識別が困難であるとき。</p>

(3)・(4) 略

第16条 略

}

第18条 略

第19条 略

(3)・(4) 略

第15条 略

}

第17条 略

第18条 略

五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

1 五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）</p> <p>17 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、<u>令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）</u>を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）</p> <p>17 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、<u>令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）</u>を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

2 五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）</p> <p>8 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、<u>令和3年度及び令和4年度の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）</p> <p>8 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、<u>令和2年度及び令和3年度の保険料（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>